

2025年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社JVCケンウッド
代表者名 代表取締役
社長執行役員 最高経営責任者（CEO）
江口 祥一郎
（コード番号6632 東証プライム市場）
問合せ先 経営企画部長
遠藤 勇
（TEL 045-444-5232）

2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2025年11月13日付の取締役会において、2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」）の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

【本新株予約権付社債発行の背景および目的】

当社は、企業理念「感動と安心を世界の人々へ」のもと、激変する事業環境の中で中長期的に企業価値を向上させていくために、変化を先取りして未来を切り拓く「たくましさ」と「したたかさ」を併せ持ったエクセレント・カンパニーへの飛躍を目指しています。

現在、当社は、中期経営計画「VISION2025」（以下「VISION2025」）において、2025年度（2026年3月期）を最終年度として、「変革と成長」を基本戦略とした事業ポートフォリオとキャピタル・アロケーションの最適化を図るとともに、サステナビリティ経営を推進し、企業価値の最大化に向けて取り組んでいます。

また、当社は中長期的な事業の成長性と資本効率性を考慮した資源配分を行っており、中でも成長性および資本効率性の高い事業である、セーフティ&セキュリティ分野（以下「S&S 分野」）における「無線システム事業」およびモビリティ&テレマティクスサービス分野（以下「M&T 分野」）における「海外 OEM 事業」を「成長牽引事業」と位置付け、成長投資を加速させています。

「無線システム事業」は、危機管理対応として世界各国で無線システム需要が拡大していることに加え、米国でのアナログからデジタル無線への切り替え需要拡大、米国での公共安全市場や民間セキュリティへの多大な政府予算などを背景に、製品ラインアップ拡大、人員増強および M&A による事業の強化を進めています。

具体的には、北米におけるトライバンド対応無線機 VP8000 をコアとした Tier2 市場（注 1）での案件獲得、P25（注 2）大型案件を継続的に獲得できる体制強化、DMR（注 3）売上拡大および商品ラインアップの拡充を目指しています。

「海外 OEM 事業」は、海外市場（欧米、中国および新興市場）において EV 化や自動運転化など市場の変化に対応した車載用スピーカー、アンプ、アンテナ、ケーブル、レンズおよびディスプレイオーディオを軸に事業を展開しています。

具体的には、拡大する中国市場に対応するため、中国における生産拠点の拡張を進めてきました。今後は北米や、インドを始めとする新興市場での事業拡大に注力していきます。

上記のとおり「無線システム事業」および「海外 OEM 事業」を中心とした取り組みの結果、「VISION2025」

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

の2年目である2024年度（2025年3月期）において、最終年度目標を上回る実績を前倒しで達成しました。

他方で、当社は、「VISION2025」の基本戦略に基づく事業ポートフォリオの最適化を進めていくなかで、「成長牽引事業」の拡大および強化のため、当該事業領域を中心としたM&Aの検討を積極的に行っており、最終年度である2025年度（2026年3月期）においては、米国でIP無線（注4）事業を展開する米国カリフォルニア州のSan Luis Aviation, Inc.（以下「SLA社」）を完全子会社化することが決定しております。北米IP無線市場で大きなプレゼンスを有するSLA社を当社グループに取り込むことで、「無線システム事業」の中長期的な成長を見込んでいます。

今後においても、利益成長に向けた製品ラインアップ拡大・人員増強を軸としつつ、SLA社に続く「成長牽引事業」領域におけるさらなるM&Aの実施によって、「VISION2025」を上回る成長モメンタムを加速させていきます。

当社は、2026年4月から始まる次期中期経営計画期間に向けて、持続的な企業価値向上のための投資として必要なM&Aおよび商品開発ならびに設備投資にかかる資金を確保するために、足もとの金利上昇局面による調達コストの増大に先駆けて低コストで調達しつつ、安定的な財務基盤を維持することを目的として、ゼロ・クーポンで資金調達が可能な本新株予約権付社債の発行を決定しました。

また、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部で自己株式を取得し、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和するとともに、さらなる株主還元および資本効率の向上にも努めています。

- （注）1. 北米地方政府および人口50万人以下の都市
2. 米国の公共安全市場向けに開発されたデジタル無線規格。Project25の略
3. デジタル無線の国際規格「Digital Mobile Radio」の略
4. IP=Internet Protocolの略。スマートフォンなどのようにワイヤレスブロードバンド通信網（4G、5G、衛星通信、Wi-Fi）を使用し、無線機と同様に1対複数の通話などが可能。特に海外では、PTToC（Push-To-Talk over Cellular）、ブロードバンドPTT（Push-To-Talk）とも呼ばれる。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約300億円の使途は以下を予定しています。

- ①「成長牽引事業」（「無線システム事業」および「海外OEM事業」）領域を中心とする事業拡大のためのM&A資金として2028年3月までに約150億円を充当（2025年10月8日に公表しました、SLA社の完全子会社化を含みます。）。
- ②S&S分野およびM&T分野における設備投資ならびに商品開発資金として2029年3月までに約100億円を充当。
- ③自己株式取得のための資金として2025年12月までに約50億円を充当。

本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得した場合は、本新株予約権付社債の発行による手取金は、上記③に記載の金額の範囲内で当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する予定です。また、自己株式取得は市場環境等を勘案して行うため、取得価額の総額が予定の金額に達しない可能性があり、その場合に生じる上記③を資金使途とする手取金の残額は②に記載の資金使途に充当する予定です。

上記①に記載の資金使途について、投資資金に未充当額が生じた場合には、②に記載の資金使途に充当する予定です。

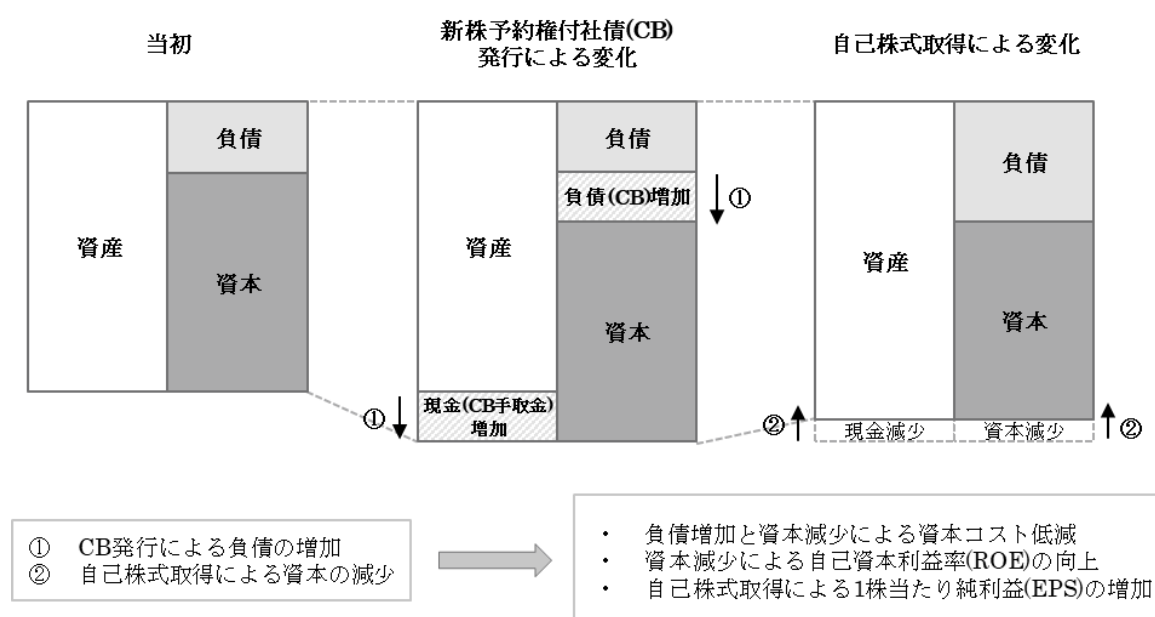
ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

【本スキーム（新株予約権付社債発行および自己株式取得）の狙い】

当社は、中長期的な成長を実現するための資金を低コストで確保するとともに、既存株主に配慮し希薄化を抑制した資金調達手段として、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定しました。

- ①本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、資金調達コストの最小化を図ることができること。
- ②条件決定時の時価を上回る転換価額を設定することで、株式への転換は、主に将来の株価上昇等の局面で進捗するものと想定されることから、転換に伴う1株当たり当期利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。
- ③本新株予約権付社債には、転換制限条項が付されており、普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主の皆様に配慮した負債性の高い設計であること。
- ④本新株予約権付社債の発行手取金を原資とした自己株式の取得により、株主還元および資本効率の向上を図るとともに、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実行することが可能であること。

本スキームのイメージ図



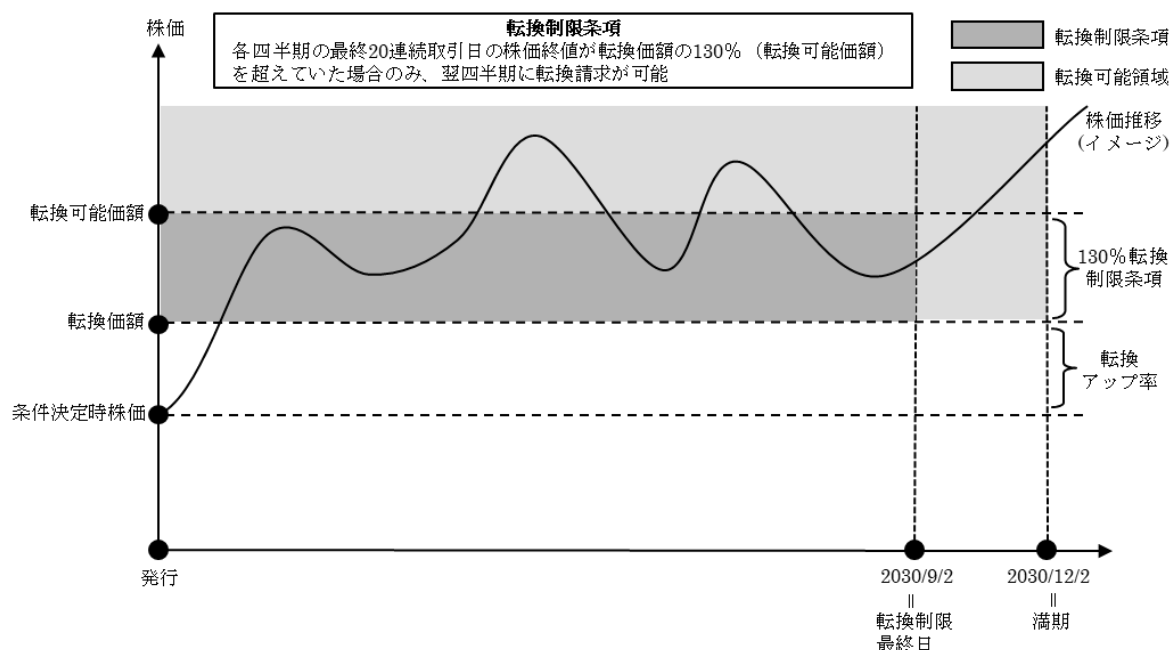
なお、2025年11月13日付にあわせて発表しました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」および「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を50億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、あわせて、取得する株式の総額を上記取得枠と同額とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を、2025年11月14日に行うことを決定しました。ToSTNeT-3により取得した株数が取得予定株数に満たない場合には、同日以降についても市場環境や諸規則等を考慮したうえで、自己株式の取得を継続していく予定です。

【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家による新株予約権の行使ができないこととす

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

る条項をいいます。本新株予約権付社債においては、原則として 2030 年 9 月 2 日（同日を含みます。）までは、各四半期（1 暦年を 3 ヶ月に区切った各期間をいいます。以下本段落において同じ。）の最終 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該四半期の最終取引日において適用のある転換価額の 130%を超えた場合に限って、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。



(注) 上記株価変動は説明用のイメージであり、当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

記

1. 社債の名称 株式会社 JVC ケンウッド 2030 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」)
2. 社債の払込金額 本社債の額面金額の 100.0% (各本社債の額面金額 1,000 万円)
3. 新株予約権と引換えに
払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日および発行日 2025 年 12 月 1 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法 Daiwa Capital Markets Europe Limited および SMBC Bank International plc
を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社 (以下「幹事引
受会社」) の総額個別買取引受けによる欧州およびアジアを中心とする海外市場
(ただし、米国を除く。) における募集。ただし、買付けの申込みは条件決定日
の翌日午前 8 時 (日本時間) までに行われるものとする。
 - (2) 本新株予約権付社債の
募集価格 (発行価格) 本社債の額面金額の 102.5%
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的であ
る株式の種類、内容およ
び数 本新株予約権の目的である株式の種類および内容は当社普通株式 (単元株式数
100 株) とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に
係る本社債の額面金額の総額を下記 (4) 記載の転換価額で除した数とする。た
だし、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わな
い。
 - (2) 発行する新株予約権の
総数 3,000 個および代替新株予約権付社債券 (本新株予約権付社債券 (下記 7. (7)
に定義する。) の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発
行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。) に係る本社債の額面金額合計額
を 1,000 万円で除した個数の合計数
 - (3) 新株予約権の割当日 2025 年 12 月 1 日
 - (4) 新株予約権の行使に
際して出資される財産
の内容およびその価額
 - (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資
するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者
(CFO) が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびそ
の他の市場動向を勘案して決定する。ただし、当初転換価額は、本新株
予約権付社債に関して当社と上記 5. (1) 記載の幹事引受会社との間で
締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値 (以下に定
義する。) に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当
社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の
当社普通株式の普通取引の終値をいう。
 - (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を
下回る払込金額で当社普通株式を発行し、または当社の保有する当社普通
株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算
式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式 (当社が保有するも
のを除く。) の総数をいう。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既 発 行 株 式 数} + \frac{\text{発行または 1 株当たりの 処分株式数} \times \text{払 込 金 額}}{\text{時 価}}}{\text{既 発 行 株 式 数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
2025 年 12 月 15 日から 2030 年 11 月 18 日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。ただし、①下記 7.（4）記載の本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（ただし、下記 7.（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記 7.（5）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7.（6）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。
- 上記いずれの場合も、2030 年 11 月 18 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記 7.（4）（ハ）に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
- また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（またはかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日または社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件
(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
(ロ) 本新株予約権付社債権者は、2030 年 9 月 2 日（同日を含む。）までは、2025 年 7 月 1 日以降に開始する暦年四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌暦年四半期の初日（ただし、2025年10月1日に開始した四半期に関しては2025年12月15日（同日を含む。）とする。）から末日（ただし、2030年7月1日に開始する四半期に関しては2030年9月2日（同日を含む。）とする。）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

ただし、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②および③の期間ならびにパリティ事由（以下に定義する。）が発生した場合における下記④の期間は適用されない。

①（a）株式会社格付投資情報センターもしくはその承継格付機関（以下「R&I」）による当社の発行体格付がBBB-以下であるか、（b）R&Iにより当社の発行体格付がなされなくなったか、および／または（c）R&Iによる当社の発行体格付が停止もしくは撤回されている期間

②当社が、下記7.（4）（イ）乃至（ホ）記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（ただし、下記7.（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③当社が組織再編等を行うにあたり、上記（6）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における15連続営業日の期間

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルクおよび東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、（i）ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報（BVAL）もしくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人（以下に定義する。）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値（以下に定義する。）の98%を下回っているか、（ii）上記（i）記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、または（iii）上記（i）記載の価格もしくは上記（ii）記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、（i）1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、（ii）当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch をいう。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
- (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継および交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているかまたは構築可能であり、かつ、③当社または承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記 7.（4）（ハ）（b）記載の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および／または本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）または（ii）に従う。
なお、転換価額は上記（4）（ハ）と同様の調整に服する。
 - （i）合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付される場合は、当該証券または財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - （ii）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその 14 日後以内の日）から、上記（6）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（7）（ロ）と同様の制限を受ける。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

（ハ）当社は、上記（イ）の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

- （9）新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

- （1）社債の総額 300 億円および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
- （2）社債の利率 本社債には利息は付さない。
- （3）社債の満期償還 2030 年 12 月 2 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100%で償還する。
- （4）繰上償還 （イ）クリーンアップ条項による繰上償還
本（イ）の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100% の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 (12) (イ) 記載の追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100% の価額で繰上償還することができる。ただし、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10% 以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 (12) (イ) 記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 (12)

(イ) 記載の公租公課を源泉徴収または控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a) 上記 6. (8) (イ) 記載の措置を講ずることができない場合、または (b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6. (4) (ロ) 記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価およびボラティリティならびにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日および本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100% とし、最高額は本社債の額面金額の 260% とする（ただし、償還日が 2030 年 11 月 19 日から同年 12 月 1 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100% とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役専務執行役員 最高財務責任者 (CFO) が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6. (4) (ロ) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、(i) 当社と他の会社の合併（新設合併および吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii) 資産譲渡（当社の資産の全部もしくは実質上全部の他の会社への売却もしくは移転で、

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii) 会社分割（新設分割および吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv) 株式交換もしくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)

または(v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債または本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(a) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(b) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(c) 当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表または承認し（ただし、当社または公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(d) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（ただし、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）、に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記 (ハ) 記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 260%とする。）、（ただし、償還日が 2030 年 11 月 19 日から同年 12 月 1 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）、で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨またはスクイーズアウト事由（下記 (ホ) に定義する。）、を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本 (二) 記載の当社の償還義務は適用されない。ただし、かかる組織再編等またはスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（ただし、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）、に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本 (二) 記載の償還義務および上記 (ハ) または下記 (ホ) 記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記 (ハ) または下記 (ホ) の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合または上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」）、当社は、実務上可能な限り速やかに（ただし、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。ただし、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日より前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記（ハ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 260%とする。（ただし、償還日が 2030 年 11 月 19 日から同年 12 月 1 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。））で繰上償還するものとする。

(ヘ) 当社が上記（イ）乃至（ホ）のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（ただし、上記（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社が上記（ハ）もしくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合または上記（ニ）(a) 乃至（d）記載の事由が発生した場合には、以後上記（イ）または（ロ）のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有もしくは転売し、または当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有もしくは転売し、または当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行または不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記（9）記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

- (9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人 State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch (財務代理人)
- (10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人 State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch
- (11) 社債の担保または保証 本社債は、担保または保証を付さないで発行される。
- (12) 財務上の特約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在または将来の日本国またはその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収または控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収または控除後の支払額が当該源泉徴収または控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社または当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、(イ) 外債（以下に定義する。）に関する支払、(ロ) 外債に関する保証に基づく支払または (ハ) 外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社または当社の主要子会社の現在または将来の財産または資産の全部または一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。ただし、あらかじめまたは同時に (a) かかる外債、保証もしくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも付す場合または (b) 本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保もしくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i) 外貨払の証券もしくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券または円貨建てその額面総額の過半が当社もしくは当社の主要子会社によりもしくは当社もしくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ (ii) 日本国外の証券取引所、店頭市場もしくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場されもしくは通常取引されるものまたはそれを予定されているものをいう。

- (13) 社債管理者 本社債については、社債管理者を定めない。
8. 取得格付 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。
9. 上場取引所 該当事項なし。
10. その他 当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約300億円の使途については、以下を予定しています。

①「成長牽引事業」「無線システム事業」および「海外OEM事業」領域を中心とする事業拡大の

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

ための M&A 資金として 2028 年 3 月までに約 150 億円を充当（2025 年 10 月 8 日に公表しました、SLA 社の完全子会社化を含みます。）。

②S&S 分野および M&T 分野における設備投資ならびに商品開発資金として 2029 年 3 月までに約 100 億円を充当。

③自己株式取得のための資金として 2025 年 12 月までに約 50 億円を充当。

本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得した場合は、本新株予約権付社債の発行による手取金は、上記③に記載の金額の範囲内で当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する予定です。また、自己株式取得は市場環境等を勘案して行うため、取得価額の総額が予定の金額に達しない可能性があり、その場合に生じる上記③を資金使途とする手取金の残額は②に記載の資金使途に充当する予定です。

上記①に記載の資金使途について、投資資金に未充当額が生じた場合には、②に記載の資金使途に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定的な利益還元および今後の成長に向けて経営資源を確保することを経営上の最重要課題の一つと考え、収益力および財務状況を総合的に考慮して、総還元性向を株主還元の指標としています。業績に応じた株主還元策とした配当に加え、中長期的な利益成長に向けた資本活用、資本効率性改善効果のバランスを踏まえつつ、機動的に自己株式取得を行い、総還元性向 30～40%を目安に株主への安定的な利益還元を行うこととしています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（3 月 31 日）、中間配当の基準日（9 月 30 日）の年 2 回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款で定めています。

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款で定めています。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の経営環境の変化に対応するため、財務体質の強化、継続的な安定配当の実現、将来の事業展開に向けた経営体質の強化および成長領域への投資等に有効的に活用していきます。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
基本的 1 株当たり当期利益	99.27 円	84.34 円	135.17 円
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	12.00 円 (－)	12.00 円 (－)	15.00 円 (5.00 円)
実績連結配当性向	12.1%	14.2%	11.1%
親会社所有者帰属持分当期利益率	18.2%	12.2%	16.9%
親会社所有者帰属持分配当率	2.2%	1.8%	1.9%

(注) 1. 数値は、国際会計基準 (IFRS) により作成された連結財務諸表に基づいています。

2. 基本的 1 株当たり当期利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。

3. 2023 年 3 月期の 1 株当たり配当額 12.00 円は、特別配当 5.00 円を含んでいます。

4. 実績連結配当性向は、1 株当たり配当額を基本的 1 株当たり当期利益で除した数値

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

です。

5. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、親会社の所有者に帰属する持分（期首と期末の平均）で除した数値です。
6. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり配当額を1株当たり親会社所有者帰属持分（期首と期末の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出していません。転換価額の確定後、お知らせします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

株式報酬としての第三者割当による自己株式の処分

(1) 払込期日	2024年8月20日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 235,000株
(3) 処分価額	1株につき929円
(4) 処分価額の総額	218,315,000円
(5) 割当先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	176円	382円	945円	1,252.5円
高 値	432円	966円	1,832円	1,449円
安 値	163円	365円	776円	901円
終 値	381円	944円	1,257円	1,434.5円
株価収益率（連結）	3.84倍	11.19倍	9.30倍	一倍

（注）1. 2026年3月期の株価については、2025年11月12日現在で表示しています。

2. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値であります。また、2026年3月期については未確定のため記載していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間（以下「ロックアップ期間」）中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当社普通株式の発行または交付、当社の取締役および執行役員に対する譲渡制限付株式（RS）の付与（ただし、ロックアップ期間中に発行される譲渡制限付株式（RS）の総数に係る希薄化率（2025年3月31日現在の自己株式を除く発行済株式ベース）が1%を超えないものに限る。）、単元未満株式売渡請求に応じて行う自己株式の交付、株式分割による場合、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しています。

以 上

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。